

野田市公共施設予約システムの利用に関する規則及び野田市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第59号

野田市公共施設予約システムの利用に関する規則及び野田市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(野田市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正)

第1条 野田市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成31年野田市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「中学生以上の者」を「別表第2の2に規定する個人」に改める。

第11条第2項中「前日」を「5日前」に改める。

別表第1中「野田市総合公園野球場」を「ふれあいギャラリー 野田市多世代交流センター 野田市総合公園野球場」に、「座生川1号調節池スポーツ広場」を「座生川1号調節池スポーツ広場 江戸川河川敷運動広場」に改める。

別表第2構成員が5人以上の団体で、その代表者が中学生以上の者であるものの項中「座生川1号調節池スポーツ広場」を「座生川1号調節池スポーツ広場 江戸川河川敷運動広場」に改め、同表構成員が2人以上の団体で、その代表者が中学生以上の者であるものの項中

「 野田市立児童センター(スタジオA、スタジオB、調理コーナーA及び調理コーナーBに限る。)	を	「 野田市多世代交流センター 野田市立児童センター(スタジオA、スタジオB、調理コーナーA及び調理コーナーBに限る。)
」		」

に改め、同表に次のように加える。

構成員が2人以上の団体で、その代表者が中学生以上の者であって、市内に住所	ふれあいギャラリー
--------------------------------------	-----------

を有するものであるもの又は市内に事業 所を有するもの	
-------------------------------	--

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2（第3条第2項第2号）

利用者登録の対象となる個人	利用者登録の対象となる公共施設
中学生以上の者であって、市内に住所を有するもの	ふれあいギャラリー 野田市 総合公園庭球場
中学生以上の者であって、市内に住所を有するもの又は市内に存する学校に在学するもの	野田市立児童センター（スタジオB、調理コーナーA及び調理コーナーBに限る。）
中学生以上の者	上記以外の公共施設

別表第3第3条第2項第1号に規定する団体であつて、構成員の半数以上が市内に住所を有する者であるものの項中「座生川1号調節池スポーツ広場」を「座生川1号調節池スポーツ広場 江戸川河川敷運動広場」に改め、同表

「

第3条第2項第2号に規定する個人であつて、市内に住所を有するもの	野田市総合公園庭球場	
第3条第2項第2号に規定する個人であつて、市内に住所を有するもの又は市内に存する学校に在学するもの	野田市立児童センター（スタジオB、調理コーナーA及び調理コーナーBに限る。）	を

」

「

第3条第2項第1号に規定する団体又は同項第2号に規定する個人	ふれあいギャラリー 野田市多世代交流センター	
第3条第2項第2号に規定する個人	野田市総合公園庭球場 野田市立児童センター（スタジオB、調理コーナーA及び調理コーナーBに限る。）	に改め

」

る。

（野田市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 野田市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（令和4年野田市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「2月前」を「属する月の2月前の月の1日」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による届出は、予約システム（野田市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成31年野田市規則第37号）に規定する予約

システムをいう。以下同じ。)を利用して行うことができる。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出は、予約システムを利用して行うことができる。

第8条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による届出は、予約システムを利用して行うことができる。

#### 附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行し、同年3月1日以後の公共施設の利用に係る予約から適用する。